

令和 2 年 11 月 17 日

## 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 ヒアリング資料

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
 生産活動・就労支援部会  
 部会長 高橋 一裕  
 副部会長 志賀 正幸

## 【公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 就労系事業について】

設立年：1935 年（昭和 9 年）

会 員：6,460 施設・事業所（対象：全国）（令和 2 年 11 月 1 日時点）

うち就労系事業所の事業所数

事業種別		事業数
単 独 型	就労継続支援 A 型事業	40
	就労継続支援 B 型事業	450
	就労移行支援事業	12
	障害者就業・生活支援センター	46
多 機 能 型	就労継続支援 A 型事業	81
	就労継続支援 B 型事業	1,264
	就労移行支援事業	429
	就労定着支援事業	53

※多機能は重複計上含む

## 1. 効果的で切れ目のない専門的支援体制の構築について

○ 就労能力や適性の評価の仕組みの創設や一人一人の就労に向けた支援計画（支援プラン）の共有化について、どう考えるか。

- ・ 新たな評価の仕組みの創設にあたっては、「平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクトにおける【指定テーマ3】障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業による『障害者の「働く力」と「働く支援量」尺度のあり方に関する研究（平成 22 年 3 月全国社会福祉協議会）』の提言をもとに評価の仕組みを整えていただきたい。
- ・ 本人のニーズに応じた就労を継続していくためには、就労能力や適性の評価のみでなく、生活面や健康面・精神面等をトータルで支えていくセーフティネットとしての仕組みが必要となることから、特に生活面での支援が十分でない人たちについて、どのような機関との連携共有が必要かについても同時に検討していただきたい。
- ・ 本人を中心に据えた支援計画の継続的な共有化は必須である。就職前と就職後の円滑な支援の継続性を考えると、障害者就業・生活支援センターを中心とする支援計画の作成・管理と連絡調整が望ましいと考える。また、特別支援学校の卒

業と同時に就職した場合、利用できるサービスが限定的であることなどから就労継続に必要な支援が行えないなどの課題もある。さらに、本人の就労能力について、「学校（教育）側の見立て」と「事業所（障害福祉）側の見立て」に乖離があることから、就労の継続のためにも教育と福祉のさらなる連携は必要と考える。

### ○雇用・福祉施策の双方に係る知識等を身につけている専門支援人材の育成や確保について、どう考えるか。

- ・ 一般就労へのさらなる促進や共生社会の実現のためには、雇用・福祉施策双方に係る知識等を有した専門支援人材の育成や確保は必要と考える。既存の機関を活用するのであれば、障害者就業・生活支援センターの在り方を見直すことで、専門支援人材の確保と育成に期待できるのではないかと。
- ・ 現行の職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修と障害者職業生活相談員認定講習のカリキュラムなどを抜本的に見直してはどうか。

### 2. 技術革新や環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応について、どう考えるか。

- ・ 多様な働き方や雇用環境の変化に応じ、これまで就労が困難な状態（環境）にあった方も働くことが可能となる一方で、特に知的障害のある人はその障害特性により、環境変化等への順応に対し、手厚い支援や配慮が必要となる。
- ・ 技術革新等によって、知的障害のある人がこれまで担ってきた仕事が減少したり、仕事を失うことがないような就労支援についての検討が必要ではないかと。

### 3. その他雇用施策と福祉施策の連携強化に関する事項について

#### ○障害者雇用施策の抱える課題について、どう考えるか。

- ・ 就労継続支援A型事業に対しては、就労支援に対する報酬として給付費が支給されている。一方、雇用率納付金制度における報奨金や調整金は、障害者雇用に必要な費用として助成されているため、障害者と雇用契約を締結している以上、企業等とのイコールフットイングの観点から報奨金、調整金の支給は必要と考える。

#### ○障害者福祉施策（就労系障害福祉サービス）の抱える課題について、どう考えるか。

- ・ 就労継続支援A型事業の果たす役割、B型事業の果たす役割が曖昧になりつつある。それぞれの事業の本来的な役割や目的を見直し、整理する必要がある。
- ・ 就労移行支援事業所の減少は、就職によって退所した利用者の減員を新規利用者の受け入れによって補充が出来ていないことが要因とも捉えている。様々な事業からも一般就労が可能となっていることも含め、制度や仕組みの見直しが必要と考える。
- ・ 特別支援学校の卒業と同時に就職した場合、就労定着支援事業が利用できないことから、十分なフォローアップができない。利用対象者の見直しが必要と考える。
- ・ 特別支援学校卒業生などが、18歳で就労への進路を選択し自立生活に向けてグループホーム等での生活を希望されても、18歳から20歳までの間は年金等の収入がないことなどから経済的に困難な状況などもある。様々な年代の就労と自立生活を支えるセーフティネット制度の構築が必要と考える。

**○人材開発施策や教育などの関連分野との連携について、どう考えるか。**

- ・ 知的障害のある人は、特別支援学校高等部卒業時の18歳で職業を選択することは大変難しく、一般の高校生と比べても著しい乖離があることから、18歳以降に様々な技能や社会性を身につける場や時間を備えるべきである。また、在学中から卒業後もゆるやかなキャリア形成と意思決定、自己選択ができるような就労に特化したソーシャルワーカーの開発施策が必要ではないか。
- ・ 一人の生徒における見立てについて、教育側と福祉側とに乖離がある。さらなる連携が必要と考える。(上記「1」と同様)

**○通勤支援等のように、「制度の谷間」が生じ、十分な対応が出来ていない部分や、定着支援のように、雇用・福祉施策における支援内容に重複が見られる部分について、どう考えるか。**

- ・ 通勤支援については、以前から課題とされているが、雇用と福祉の連携が不十分なためと認識している。他にも同様のケースがないか慎重に調査する必要がある。
- ・ 支援内容が重複しているものについては、統合や整理が必要と考えるが、統合にあたっては、障害のある人への不利益や支援の質の低下が生じないよう十分な配慮が必要と考える。

**○その他「中間取りまとめ」に記載のある内容など、雇用施策と福祉施策の連携強化に向けて検討が必要な事項について、どう考えるか。**

- ・ 「シームレスな対応」「シームレスな支援」は必要不可欠であり、就職した途端に生活面（職業生活も含む）を支える障害福祉サービスが利用できないことは「支援の谷間」を生じさせてしまうだけでなく、就労の継続に必要な支援も行えないことにつながる。このような事案の早急な洗い出しと改善が必要と考える。
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業は就業支援と生活支援を一体的に提供するとされているが、現実には予算も仕組みも一体とは言えない現状にある。予算の縦割りが現実の事業にも大きく影響していると捉えている。障害者就業・生活支援センターの機能や人員の充実と強化が必要と考える。